

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により三豊都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 都市計画を決定する土地の区域
三豊都市計画区域
- 2 都市計画の案の縦覧場所
香川県土木部都市計画課及び三豊市建設経済部建設課
- 3 縦覧期間
令和3年1月29日から同年2月12日まで